

今後の印鑑登録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年6月27日

目次

1. 共通機能・横並び調整対応事項
2. 継続検討事項

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | |
|---------------|---|--|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| — | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 名称の凡例を追加する。 | <p><u>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書（令和4年●月）</u> <u>……………共通機能標準仕様書</u></p> |
| EUCに 関すること | 1 | <ul style="list-style-type: none"> EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、横並び調整方針のとおり改める。 | <p>98.1 EUC機能ほか 【実装すべき機能】 <u>EUC機能（「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</u> <u>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（印鑑登録システム）」に規定するデータ項目とする。</u> （以下削除）</p> |

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | |
|-----------------|---|---|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| 操作権限設定・管理に関すること | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、シングル・サイン・オンを実現するため、実装すべき機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。 その他、機能の統一を図るため、記載を改める。 | <p>98.3 操作権限管理 【実装すべき機能】 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者パスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、<u>職員認証機能（「共通機能標準仕様書」に規定する職員認証機能をいう。）</u>によるシングル・サイン・オンが使用できること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定しする等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。 操作権限はバッチ処理で一括個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回のアクセスの認証の失敗に対して、アクセス禁止アカウントロック状態にできること。</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 <u>操作権限一覧表で操作権限が設定できること。</u></p> |

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | |
|---------------------------|---|---|----------------------|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトはエクセル形式とする。 | <p>※Excel修正を実施予定</p> |

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | | |
|----------------------|-------------------|---|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| <p>庁内データ連携に関すること</p> | <p>4</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各標準仕様書と「データ要件・連携要件標準仕様書」の連携要件の標準との整合性を確保するため、当該連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する「機能説明」の項目の内容を連携要件一覧として規定する。 <p>※連携要件一覧は、デジタル庁にて検討されている機能別連携仕様として、同庁においてとりまとめる中（別途デジタル庁から照会予定）、本仕様書の別紙として取り込むタイミングは機能別連携仕様が定まる8月末を想定。</p> | <p>目次 別紙3 連携要件一覧 を追加</p> <p>4. 本仕様書の内容 (1) 本仕様書の構成 また、別紙に業務フロー、及びツリー図及び連携要件一覧を記載している。（中略）連携要件一覧は、データ連携の要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するか）についての標準として作成したものである。デジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」又は当該連携要件一覧のいずれかにメンテナンスが必要な場合は双方が修正される。なお、各カラムの説明等については、「データ要件・連携要件標準仕様書」を参考のこと。</p> <p>7 連携 7.1他の標準準拠システムへの照会 【実装すべき機能】 デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。</p> |

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | | |
|---------------|-------------------|--|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| 大量印刷に関すること(※) | 5 | <ul style="list-style-type: none"> 横並び調整方針としては、「標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を（中略）規定する」とあるが、印鑑登録システムとしては必須の機能については現状どおり実装すべき機能のままとする。 | <p>9.6.印刷</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数を設定できること。帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。</p> <p>帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。</p> <p>また、PDFでの出力については、内部利用する帳票のみ出力可能とすること。</p> <p>印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。</p> <p>氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。</p> <p>必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑の登録に関する照会書 ・印鑑登録抹消通知書 <p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録確認通知書 ・印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票 <p>【実装しない機能】</p> <p>アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。</p> |

(※) タイトルは大量印刷とされているが、印刷全般の機能が規定されている。

1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

| 対象箇所 | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 | | |
|------------------------------|-------------------|---|--|
| 対象箇所 | # | 修正ポイント | 印鑑登録システム標準仕様書修正内容 |
| 他システムとの連携を除くバッチ処理／一括処理に関すること | 6 | <ul style="list-style-type: none"> 横並び調整方針としては、バッチ処理を実装してもしなくても良い機能として規定しているが、印鑑登録システムとしては必須機能であるため現状通り実装すべき機能とする。 | <p>8.1. バッチ処理 【実装すべき機能】 バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告を印鑑登録システム内又は自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p> |

2. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

| 継続検討事項 | 状況と今後の方向性 |
|----------------------|---|
| 1 「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応 | <ul style="list-style-type: none">• 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。 |